附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十一年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　銀行は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の規定の例によることができる。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部改正に伴う経過措置）

第三条　銀行持株会社は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの規定の例によることができる。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第四条　信用金庫連合会は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の規定の例によることができる。

（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部改正に伴う経過措置）

第五条　最終指定親会社は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、第四条の規定による改正後の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の規定の例によることができる。

○金融庁・財務省・経済産業省告示第一号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十六年財務省・金融庁・経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月七日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～六十五　略］	［一～六十五　同上］
六十六　カバード・ショート・ポジション　商工組合中央金庫又は連結子法人等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合（当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れで取得した有価証券について、基準日から弁済期までの期間が三十日を超えるレポ形式の取引等の差入資産として提供している場合を含む。）における、当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。	六十六　カバード・ショート・ポジション　商工組合中央金庫又は連結子法人等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合における当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。
［六十七～七十六　略］	［六十七～七十六　同上］
（レベル２Ｂ資産）	（レベル２Ｂ資産）
第十一条　次の各号に掲げる資産（レベル１資産及びレベル２Ａ資産を除く。以下「レベル２Ｂ資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル２Ｂ資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。	**第十一条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］